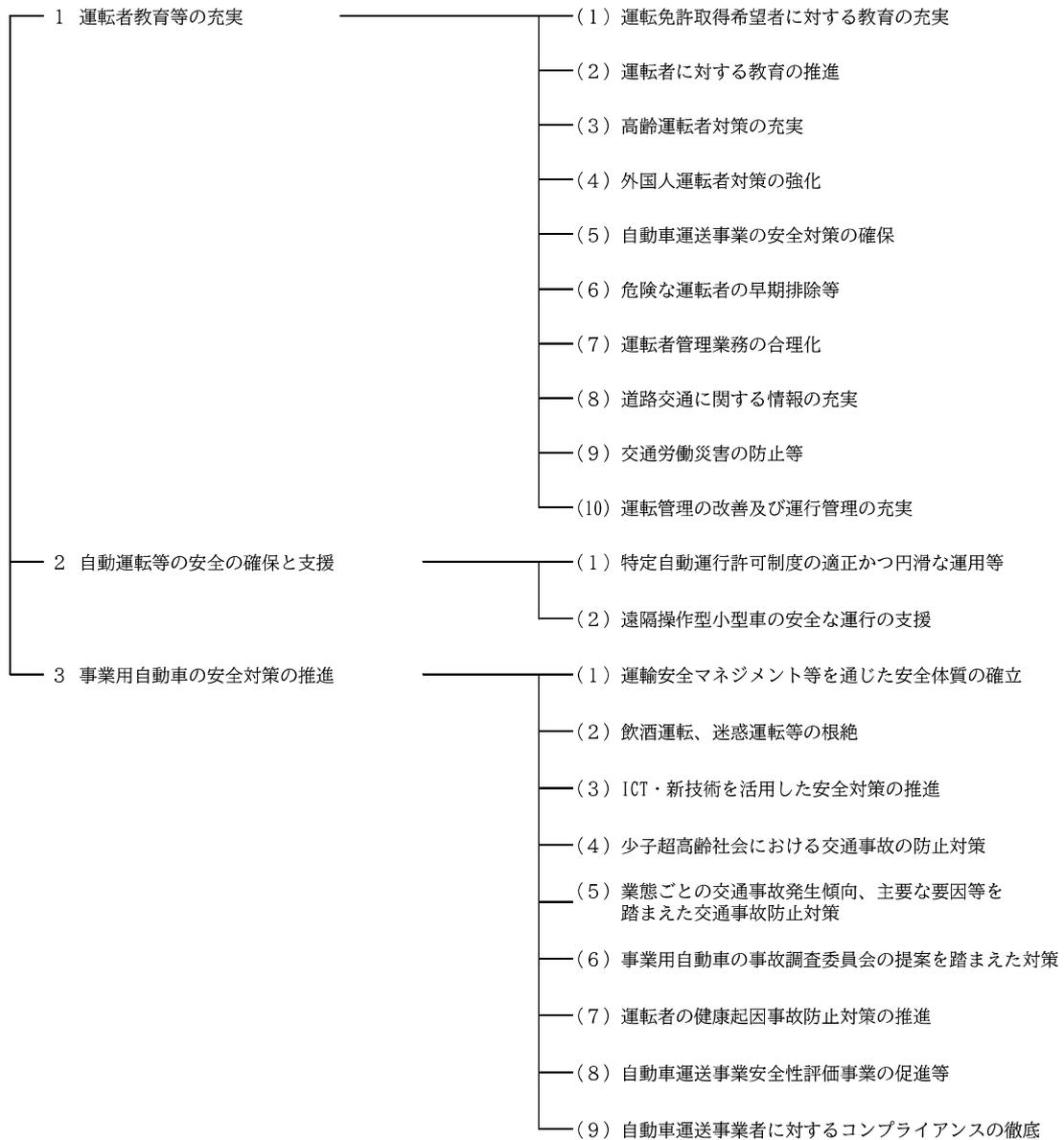


第3章 安全運転の確保

《施策の体系》



第3章 安全運転の確保

安全運転を確保するためには、運転者の能力や資質の向上を図ることが必要です。

このため、運転者のみならず、これから運転免許を取得しようとする者も含めた運転者教育等の充実に努めます。特に、今後大幅に増加することが予想される高齢運転者に対する教育等の充実に努めます。

また、企業・事業所等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、企業・事業所等の自主的な安全運転管理対策及び自動車運送事業者等の行う運行管理の充実に努めるとともに、交通労働災害の防止等を図るための取組を進めます。

さらに、道路交通の安全に影響を及ぼす自然現象に関する適時・適切な情報提供を実施するため、情報通信技術等を活用し、道路交通に関する総合的な情報提供の充実に努めます。

1 運転者教育等の充実

(1) 運転免許取得希望者に対する教育の充実

関係機関	県警察本部
------	-------

自動車教習所の教習に関し、交通事故の発生状況、道路環境等の交通状況を勘案しつつ、教習カリキュラムの検討・見直しを進めるほか、教習指導員等の資質向上、教習内容及び技法の充実に努め、教習水準を高めるとともに、県民に対する情報の提供に努めます。

また、二輪車免許、普通免許等を取得しようとする者に対する免許取得時講習の充実に努めます。

(2) 運転者に対する教育の推進

関係機関	県警察本部
------	-------

ア 運転者に対する再教育等の充実

取消処分者講習、停止処分者講習、違反者講習、初心運転者講習、高齢者講習及び更新時講習により、運転者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習施設・設備の拡充を図るほか、講習指導員の資質向上、講習機材の高度化、講習内容及び講習方法の一層の充実に努めます。

特に、飲酒運転を防止するという観点から、飲酒運転違反者に対する取消処分者講習の確実な実施や停止処分者講習における飲酒学級の充実に努めます。

さらに、自動車教習所については、運転免許を取得した者に対する再教育も実施する

など、地域の交通安全センターとしての機能の充実に努めます。

イ 二輪車の安全運転対策の推進

取得時講習のほか、自動二輪車安全運転講習及び原付等安全運転講習の推進に努めます。

また、指定自動車教習所における交通安全教育体制の整備等を促進し、二輪車運転者に対する教育の充実強化に努めます。

ウ 障害運転者等対策の推進

運転免許を所持する、又は取得しようとする障害者等に対し、科学的な計測に基づく検査を実施し、その評価により個々の障害に応じた具体的な助言、指導、教育を推進します。

また、障害者に関するマーク等の周知を促進します。

エ シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用等の徹底

シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用等を徹底するため、関係機関・団体と連携し、各種講習、交通安全運動、街頭での指導取締り等、あらゆる機会を通じて啓発活動等を行います。

また、各種講習の機会に、シートベルト等の着用の実証事例を紹介するなど、その必要性、重要性を訴え着用率の向上を図ります。

オ 自動車安全運転センターの業務の充実

自動車安全運転センターの行う通知、証明及び調査研究業務等の一層の充実強化を図るとともに、センターが行う交通安全に係る施策に関し、情報の提供など必要な支援を行います。

(3) 高齢運転者対策の充実

関係機関	県企画財政部、県民生活部、県警察本部
------	--------------------

ア 高齢者に対する教育の充実

高齢者講習の効果的実施、更新時講習における高齢者学級の拡充等に努めます。認知機能検査に基づく高齢者講習においては、検査の結果に応じたきめ細かな教育に努めるとともに、講習の合理化・高度化を図り、より効果的な教育に努めます。

イ 臨時適性検査の実施

認知機能検査等の実施状況を調査し、臨時適性検査を適正に実施します。

ウ 運転技能検査の適切な実施

運転技能検査においては、運転技能を適切に評価するとともに、結果に応じたきめ細やかな安全指導に努めます。

エ 高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用

高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢運転者に対する高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示の促進を図るとともに、他の年齢層に対しても、高齢運転者の特性を理解し、高齢運転者標識（高齢者マーク）を表示した車両に対する保護意識の向上に努めます。

オ 高齢者支援施策の推進

高齢者を始めとする地域住民の移動手段の確保に向け、県内市町村における地域公共交通のマスタープラン（地域公共交通計画）策定を促進し、公共交通サービスの改善を図るとともに、地域の輸送資源の総動員による持続可能な移動手段の確保・充実を図る取組を推進します。

カ 自主返納しやすい環境の整備

自動車等の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備を図るため、安全運転相談ダイヤル等の周知啓発を図ります。

また、運転経歴証明書の身分証明書としての機能を充実させ、運転免許証自主返納者の支援に努めます。

キ 情報提供制度の推進

認知機能の低下等により、運転免許を自主返納する65歳以上の高齢者の不安の解消等を図るため、速やかに生活に関する支援等の相談が受けられるよう、自主返納の機会に市町村の地域包括支援センターへの情報提供について説明し、同制度の周知を図り、利用促進に努めます。

(4) 外国人運転者対策の強化

関係機関	県警察本部
------	-------

外国人の運転免許保有者が増加する中、既に実施されている免許取得時の多言語化に加え、免許更新時における多言語の教材の活用等により、外国人運転者に対する交通安全教育を充実するとともに、外国人運転者による交通事故や交通違反の取扱い時における出入国在留管理庁との連携を強化します。

また、いわゆる「外免切替」制度について、令和7年10月に改正された新たな制度を厳格に運用します。

加えて、レンタカー利用時等における国際運転免許証や外国運転免許証の確認が十分に行われるようレンタカー事業者に対する情報提供を充実するなど、取組を強化します。

このほか、今後増加する特定技能等の外国人運転者の増加に対応し、円滑な免許関係手続が実施できるよう受入体制の強化を図ります。

(5) 自動車運送事業の安全対策の確保

関係機関	関東運輸局、県警察本部
------	-------------

ア 危険物運搬車両保安対策の推進

危険物運搬車両を保有している運送事業者に対しては、運行管理者の指導講習会等において、安全運行の徹底を図るよう強力に指導します。

イ 土砂等運搬大型貨物自動車等の安全運行の確保

土砂等を運搬する大型貨物自動車等の事業者に対しては、事業者団体などを通じて安全運転を徹底するとともに、過積載の防止と運行の安全を図ります。

ウ 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実

自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断については、民間参入の促進を図ること等により、受診環境の整備を行い、受診を積極的に促進します。

エ 「貨物自動車運送事業安全性評価事業」(通称Gマーク事業)の促進

貨物自動車運送事業者の優良な事業所(通称Gマーク認定事業所)を認定することにより、利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするとともに、事業者全体の輸送の安全確保等に対するインセンティブを付与するための環境整備を図ることにより、貨物自動車運送事業に関する輸送の安全確保等を推進します。

オ 「貸切バス事業者安全性評価認定制度」（通称：セーフティバス）の促進

バス協会において、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた取組状況を評価し、公表することで、貸切バスの利用者がより安全性の高い貸切バス事業者を選択しやすくするとともに、本制度の実施を通じ、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取組の促進を図ることにより、より安全な貸切バスサービスの提供等を推進します。

(6) 危険な運転者の早期排除等

関係機関	県警察本部
------	-------

行政処分制度の適正かつ迅速な運用により長期未執行者の解消に努めるなど、悪質危険な運転者の早期排除を図ります。

また、仮停止制度を適切に運用し、交通死傷事故発生時における運転者に対する免許停止処分を迅速に行います。

(7) 運転者管理業務の合理化

関係機関	県警察本部
------	-------

県民の立場に立った運転免許業務を行うため、運転免許センターを中心に手続きの簡素化を推進し、免許更新等の負担軽減を図ります。

(8) 道路交通に関する情報の充実

関係機関	関東総合通信局、熊谷地方气象台、県危機管理防災部、県警察本部
------	--------------------------------

ア 道路交通情報の充実

(ア) 高度情報化に対応した道路交通情報の充実

情報通信技術（ICT）を活用し、路車協調技術として「車と車」、「車と路側インフラ」など、「車と様々なモノ」をつなぐ通信（V2X 通信※）を導入することにより、安全運転支援システムを構築し、安全性・輸送効率・快適性の向上を図ります。さらに、VICS や ETC2.0 の整備・拡充により、渋滞の軽減など交通の円滑化を促進し、交通事故の減少や交通渋滞の緩和に寄与する高度道路交通システム（ITS）を推進します。 ※V2X 通信：Vehicle To Everything

(イ) 各幹線道路の道路情報提供装置の整備

気象等の状況やそれに伴う通行の禁止または制限の道路情報を道路利用者に、迅速かつ的確に提供し、車両の安全かつ円滑な交通の確保に資するため、道路情報提

供装置の整備を推進します。

イ 危険物輸送に関する情報提供の充実等

危険物の輸送時の交通事故による大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供の充実等を図るためにイエローカード（危険有害物質の性状、交通事故発生時の応急措置、緊急通報・連絡先等事故の際必要な情報を記載した緊急連絡カード）の携行、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等について危険物運送事業者の指導を強化します。

また、危険物運搬車両の交通事故による危険物の漏洩等が発生した場合に、安全かつ迅速に事故処理等を行うため、危険物データベース及び危険物に対応することの可能な装備資機材の整備を図ります。

ウ 気象情報等の充実

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努めます。

雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報のキキクル（危険度分布）」や、気象情報における線状降水帯による大雨の可能性についての呼びかけ、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」等についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知します。

さらに、特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と気象庁が連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかけます。

緊急地震速報（予報及び警報）を含めた、これらの情報は、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関の協力により道路利用者に周知します。

また、気象、地象、水象に関する知識の普及のため、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布などを行うほか、防災機関の担当者を対象に、特別警報・警報・予報等の伝達などに関する説明会及び気象防災ワークショップを開催します。

(9) 交通労働災害の防止等

関係機関	埼玉労働局
------	-------

ア 交通労働災害の防止

交通労働災害防止のためのガイドラインを周知徹底することにより、事業場における管理体制の確立、適正な走行管理、運転者に対する教育、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚等を図ります。

また、これらの対策が効果的に実施されるよう関係団体と連携して、事業場における交通労働災害防止に関する管理者の選任、交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく同管理者及び運転者に対する教育の実施を推進するとともに、事業場への個別指導を実施します。

イ 運転者の労働条件の適正化

自動車運転者の労働時間、休日、割増賃金、賃金形態等の労働条件の改善を図るため、労働基準法等の関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）の履行を確保するための監督指導を実施します。

また、関係行政機関の連絡会議の開催及び監督指導結果等の相互通報制度等の活用を図るとともに、必要に応じ合同による監督・監査を実施します。

(10) 運転管理の改善及び運行管理の充実

関係機関	関東運輸局、県警察本部
------	-------------

ア 安全運転管理の推進

安全運転管理者及び副安全運転管理者に対する講習を充実するなどこれらの者の資質及び安全意識の向上を図ります。

また、事業所において、交通安全教育指針に基づいた交通安全教育や内閣府令で定める安全運転管理業務が適切に行われるよう安全運転管理者等を指導するとともに、安全運転管理者等未選任事業所の発見活動を強化し、違法状態の解消を図ります。

さらに、事業活動に関してなされた道路交通法違反等について使用者に責任がある場合は、その責任を徹底して追及します。

イ 運転適性検査業務等の推進

運転免許申請及び運転免許証更新時における適性検査を充実するほか、適性相談に際して、個別聴取や科学的検査システムを活用して運転者個々の適性に応じた検査・指導を行います。

ウ 運行管理の充実

(ア) 自動車運送事業者に対する指導監督の充実

労働基準法等の関係法令等の履行及び運行管理の徹底を図るため、飲酒運転等の悪質違反を犯した事業者、重大事故を引き起こした事業者及び新規参入事業者等に対する監査を徹底するとともに、関係機関合同による監査・監督を実施し、不適切な事業者に対しては厳正な処分を行います。このため、効果的かつ効率的な監査指導を実施するための監査システムの構築及び監査指導実施体制の充実・強化を図ります。

さらに、自動車運送事業者による安全管理体制の構築・改善を図るため、その取組を評価・助言する運輸安全マネジメント制度の一層の浸透・徹底を図ります。

また、自動車運送事業者に対する点呼時におけるアルコール検知器の使用義務付けにより、自動車運送事業者における飲酒運転ゼロを目指します。

(イ) 事故情報の多角的分析の実施

事業用自動車の事故に関する情報の充実を図るため、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に基づく事故情報の収集・分析に加え、自動車運送事業に係る交通事故要因の分析のための情報収集・分析を強化します。

また、事故発生時の前後の走行情報（前方映像、車両速度、急加速減）を記録するドライブレコーダー等の安全運転の確保に資する機器の普及促進に努めるとともに、それらによって得られた事故等の情報の交通安全教育・運行管理等への活用方法について周知を図ります。

(ウ) 運行管理者等に対する指導講習の充実

運行管理者等に対する指導講習について、民間参入の促進を図ること等により、受講環境の整備を行います。

2 自動運転等の安全の確保と支援

(1) 特定自動運行許可制度の適正かつ円滑な運用等

関係機関	県警察本部
------	-------

特定自動運行の許可に係る審査内容や手続等の明確化等の取組、特定自動運行実施者に対する立入検査の実施等により、特定自動運行許可制度の適正かつ円滑な運用を図ります。

また、安全で円滑な公道実証実験のため、ガイドラインや道路使用許可制度の適正な

運用と事業者に対する周知を図ります。

(2) 遠隔操作型小型車の安全な運行の支援

関係機関	県警察本部
------	-------

遠隔操作型小型車の届出制度の周知や使用者に対する立入検査の実施等により、道路における危険を防止するとともに届出制度の適正かつ円滑な運用を図ります。

また、遠隔操作型小型車の安全で円滑な公道実証実験のため、道路使用許可の適正な運用と事業者に対する周知を図ります。

3 事業用自動車の安全対策の推進

(1) 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立

関係機関	関東運輸局
------	-------

事業用自動車の交通事故死者数・重傷者数・人身事故件数・飲酒運転件数の削減等を目標とする事業用自動車総合安全プランに基づき、関係者（行政、事業者、利用者）が一体となり総合的な取組を推進します。

事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を引き続き実施します。また、運輸安全マネジメント評価を通じて、運輸事業者による防災意識の向上及び事前対策の強化等を図り、運輸防災マネジメントの取組を強化するとともに、感染症による影響を踏まえた運輸事業者の安全に係る取組及び事業者によるコンプライアンスの徹底を意識付ける取組を的確に確認します。

また、事業者の安全意識の向上を図るため、メールマガジン「事業用自動車安全通信」や「自動車総合安全情報」ホームページにより、事業者に事業用自動車による重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等の情報を引き続き提供するとともに、外部専門家等の活用による事故防止コンサルティング実施に対して支援するなど、社内での安全教育の充実を図ります。

(2) 飲酒運転、迷惑運転等の根絶

関係機関	関東運輸局
------	-------

点呼時にアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認を徹底するよう指導するとともに、常習飲酒者を始めとした運転者や運行管理者に対し、アルコールの基礎知識や節酒方法等の飲酒運転防止の専門的な指導を実施するアルコール指導員の普及促進を図り、事業者における飲酒運転ゼロを目指します。また、薬物使用による運行の根絶に

向け啓発を続けます。

さらに、スマートフォンの画面を注視したり、携帯電話で通話したりしながら運転する「ながら運転」、他の車両の通行を妨害し、重大な交通事故にもつながる「あおり運転」といった迷惑運転について、運転者に対する指導・監督を実施するよう、事業者に対し指導を行います。

(3) ICT・新技術を活用した安全対策の推進

関係機関	関東運輸局
------	-------

事業者による事故防止の取組を推進するため、衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全自動車(以下、「ASV (Advanced Safety Vehicle)」という。)装置や運行管理に資する機器等の普及促進に努めます。

また、自動車や車載器等の通信システムにより取得した運転情報や、車両と車載機器、ヘルスケア機器等を連携させた総合的データを活用したシステムの普及を図り、更なる事故の削減を目指します。

さらに、運行管理に利用可能な ICT 技術を活用することにより、働き方改革の実現に加え、運行管理の質の向上による安全性の向上を図るため、開発・普及を促進します。

(4) 少子超高齢社会における交通事故の防止対策

関係機関	関東運輸局
------	-------

事業用自動車の運転者の高齢化、及び高齢者が被害者となる交通事故の増加を踏まえ、高齢運転者による交通事故防止対策を推進するとともに、運転者不足に伴い外国人人材の活用等今まで運送事業において運転業務を行っていない者による運行の増加が一定数見込まれるところ、これらの者による運転業務においても安全運行が確実に行われるための方策を講じていきます。

(5) 業態ごとの交通事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた交通事故防止対策

関係機関	関東運輸局
------	-------

輸送の安全を図るため、トラック・バス・タクシーの業態毎や運転者の年齢、健康状態等の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組を現場関係者とも一丸となって実施させるとともに、運転者に対する指導・監督マニュアルの策定や、より効果的な指導方法の確立など、更なる運転者教育の充実・強化を検討・実施します。

(6) 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策

関係機関	関東運輸局
------	-------

社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事業用自動車事故調査委員会における事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明を含めた原因分析、より客観的で質の高い再発防止策の提言を受け、事業者等の関係者が適切に対応し、事故の未然防止に向けた取組を促進します。

(7) 運転者の健康起因事故防止対策の推進

関係機関	関東運輸局
------	-------

運転者の疾病により、運転を継続できなくなる健康起因事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知・徹底を図るとともに、睡眠時無呼吸症候群、脳血管疾患、心臓疾患・大血管疾患等の主要な疾病について、対策ガイドラインの周知・徹底を図るとともに、受診費用の補助制度を通して、スクリーニング検査の普及を促進します。

(8) 自動車運送事業安全性評価事業の促進等

関係機関	関東運輸局
------	-------

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関において、貨物自動車運送事業者について、利用者が安全性の高い事業者を選択することができるようにするとともに、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」（通称Gマーク制度）を促進します。

また、国、地方公共団体及び民間団体等において、貨物自動車運送を伴う業務を発注する際には、それぞれの業務の範囲内で道路交通の安全を推進するとの観点から、安全性優良事業所（通称Gマーク認定事業所）の認定状況も踏まえつつ、関係者の理解も得ながら該当事業所が積極的に選択されるよう努めます。

さらに、貸切バス事業者安全性評価認定実施機関において、貸切バス事業者の安全性や安全の確保に向けた取組状況を評価し、認定・公表することで、貸切バスの利用者や旅行会社がより安全性の高い貸切バス事業者を選択しやすくする「貸切バス事業者安全性評価認定制度」を推進し、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取り組みの促進を図り、より安全な貸切バスサービスの提供に努めます。

(9) 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底

関係機関	関東運輸局
------	-------

労働基準法（昭和22年法律第49号）等の関係法令等の履行及び運行管理の徹底を図るため、飲酒運転等の悪質違反を犯した事業者、重大事故を引き起こした事業者及び新規参入事業者等に対する監査を徹底するとともに、関係機関合同による監査・監督を実施し、不適切な事業者に対して厳正な処分を行います。また、ITを活用して効果的・効率的な監査・監督を実施します。

また、安全性の確保を図るため、バス発着場を中心とした街頭検査等を活用しつつ、バス事業における交替運転者の配置、運転者の飲酒・過労等の運行実態を把握し、事業用自動車による事故の未然防止を図ります。

関係行政機関との連携として、相互の連絡会議の開催及び指導監督結果の相互通報制度等の活用により、過労運転に起因する事故等の通報制度の的確な運用と業界指導の徹底を図ります。

事業者団体等関係団体による指導として、国が指定した機関である、適正化事業実施機関を通じ、過労運転・過積載の防止等、運行の安全を確保するための指導の徹底を図ります。